

阿南工業高等専門学校創造テクノセンター棟利用細則

(平成15年3月31日)

(細則第2号)

(趣旨)

第1条 この細則は、阿南工業高等専門学校地域連携・テクノセンター規則第9条の規定に基づき、創造テクノセンター棟（以下「テクノセンター棟」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 テクノセンター棟は、次の各号に掲げる目的に利用できるものとする。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究に関すること。
- (2) 民間機関等の技術者に対する技術教育及び研修等に関すること。
- (3) 民間機関等に対する学術情報の提供及び技術相談への対応に関すること。
- (4) 学内共同研究に関すること。
- (5) 学生に対する教育、研究指導、卒業研究及び特別研究に関すること。
- (6) 公開講座及び学校開放事業等に関すること。
- (7) 地域連携協力事業に係る学術研究調査に関すること。
- (8) その他地域連携・テクノセンター長（以下「センター長」という。）が必要と認めること。

(利用資格)

第3条 テクノセンター棟を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 民間機関等との共同研究、受託研究の研究担当者及び研究協力者
- (2) 学内共同研究遂行上必要と認められる者
- (3) 本校の教職員及び学生
- (4) テクノセンター棟で開催される行事等への参加者
- (5) その他、センター長が特に必要と認める者

(利用日時)

第4条 テクノセンター棟を利用できる時間は、8時30分から19時までとする。ただし、次の各号に定める日を除く。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日までの期間
- (4) その他センター長が必要と認める日

2 センター長が必要と認めるときは、本校教員の立会いのもとに、前項に定める以外の日時にテクノセンター棟を利用することができる。

3 前項の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(利用申請)

第5条 テクノセンター棟を利用しようとする者は、テクノセンター棟利用申請書（別紙様式1）（以下「申請書」という。）をセンター長に提出し、許可を得なければならない。ただし、第2条第1号、第4号又は第7号を目的とするもの（以下「プロジェクト

研究」という。)については、次条に定めるところによる。

2 利用者は、申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにセンター長に申し出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、プロジェクト室及び実験室以外の室の利用については、申請書の提出を要しない。

(プロジェクト研究による利用)

第6条 プロジェクト研究の目的でテクノセンター棟を利用しようとする者は、申請書に別に定める関係資料を添付して、利用を開始しようとする日の1月前までにセンター長に提出し、許可を得なければならない。

2 センター長は、前項の申請書の提出があったときは、地域連携・テクノセンター委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴き、利用の可否を決定するものとする。ただし、利用期間が1月以内のものに関しては、委員会への附議を要しない。

(許可条件)

第7条 センター長は、テクノセンター棟の利用許可にあたり、条件を付することができる。

2 テクノセンター棟の利用許可は、1年ごとに行うものとし、3年間を限度に更新することができる。

(利用上の注意)

第8条 テクノセンター棟の利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、実験室等を正常な状態で利用するとともに、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 許可を受けた以外の目的でテクノセンター棟を利用しないこと。

(2) 許可を受けた場所及び期間を厳守すること。

(3) 施設及び設備を汚染し、又は損傷しないこと。

(4) テクノセンター棟見学者の対応に協力すること。

(5) その他センター長の指示に従うこと。

(機器の搬入)

第9条 利用者は、申請書に記入した機器をテクノセンター棟に搬入することができる。

2 前項の機器は、施設の改修を行う必要が無く、特別の給電、給水設備等を必要としないものであって、移動が容易なものでなければならない。

3 搬入した機器には、「運用担当者」を置かななければならない。この場合において、センター長は、定期的に機器を点検し正常に作動することを確認するとともに、点検時期及び点検項目等を運用担当者に管理記録簿に記載させるものとする。

4 機器の搬入及び搬出に係る費用は、利用者の負担とする。

5 搬入した機器の稼働に伴う電気、ガス及び水道等の利用料金については、別に定める。

6 利用者は、搬入した機器の能力及び特性を十分に把握し、事故が発生しないように注意しなければならない。

7 利用者は、搬入した機器が、倒壊、移動及び破損等しないよう防護措置を講じなければならない。

(防火・防犯管理)

第10条 テクノセンター棟内は、全て禁煙とする。

2 利用者は、テクノセンター棟において火災やガス漏れ等が発生した場合は、人命の安

全を図るとともに、非常通報を行い、初期消火や換気など必要な措置を講じなければならない。

- 3 利用者は、テクノセンター棟において不審者を発見した場合及び盗難が発生した場合は、状況把握及び現場保存に努めるとともに、直ちにセンター長へ連絡しなければならない。

(危険物及び有害物の取扱い)

第11条 利用者は、テクノセンター棟内で危険物及び有害物を取り扱う場合は、その特性を十分把握し、その搬入、保管、使用及び廃棄に責任を持つとともに、その危険性・有害性を明示しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、毒物・劇物の保管及び取扱いについては、阿南工業高等専門学校毒物及び劇物取扱規則に定めるところによる。

(地域連携・テクノセンター事業の優先)

第12条 センター長は、地域連携・テクノセンター（以下「センター」という。）主催の事業及び新たな研究成果に基づく共同研究を実施する場合その他必要と認める場合は、他の利用者に優先してテクノセンター棟の利用を決定することができる。

(利用中止)

第13条 利用者は、テクノセンター棟の利用を中止するときは、遅滞なくセンター長に書面で申し出なければならない。

(利用終了時の措置)

第14条 利用者は、テクノセンター棟の利用を終了し、又は中止するときは、利用した実験室等を利用する前の状態に回復しなければならない。

(利用報告書の提出等)

第15条 利用者は、テクノセンター棟の利用を終了し、又は中止したときは、テクノセンター棟利用報告書（別紙様式2）をセンター長に提出するものとする。ただし、利用期間が1月以内の場合は、この限りでない。

(研究成果の発表)

第16条 プロジェクト研究の代表者は、センター長の要請に基づき、センター主催講演会において、研究成果を発表しなければならない。

(利用許可の取消)

第17条 センター長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な是正措置を命じ、又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) 本細則又は申請書の内容に反したとき。
 - (2) テクノセンター棟の運営に支障を生じさせるおそれがあるとき。
 - (3) 利用許可日から3週間を経過してもテクノセンター棟を利用しないとき。
- 2 センター長は、利用許可の取消しを行ったときは、利用者に対し施設の明渡しを命ずるものとする。この場合において、速やかに施設の明渡しができないときは、利用者は、センター長に理由書を提出しなければならない。
 - 3 センター長は、委員会が前項の理由書の内容が妥当であると認めたときは、明渡しの猶予について、期限を定めて利用者に通知するものとする。

(損害賠償)

第18条 利用者は、施設、設備又は物品等を滅失し、又は損傷し、本校に損害を与えた場合は、その原状回復に必要な費用を賠償しなければならない。

(事務処理)

第19条 テクノセンター棟の利用に関する事務は、総務課総務係において処理する。

(雑則)

第20条 この細則に定めるもののほか、テクノセンター棟の利用に関し必要な細目は、委員会の議を経てセンター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年10月8日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年11月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年6月21日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

様式1（第5条関係）

阿南工業高等専門学校創造テクノセンター棟利用申請書

申請年月日 和暦 年 月 日

地域連携・テクノセンター長 殿

阿南工業高等専門学校創造テクノセンター棟利用細則を厳守の上、下記のとおり申請します。

利用代表者
所属（職名）
氏 名

利 用 目 的	
共 同 利 用 人 員 （※名簿を添付のこと）	名
連 絡 先	〒 TEL FAX
利用する実験室等	
研 究 区 分	1.民間機関等との共同研究 2.受託研究 3.学内共同研究 4.卒業研究 5.特別研究 6.その他（ ）
研 究 内 容 （別紙可）	
学 会 等 へ の 発 表 （予定を含む）	
利 用 計 画 ・ 方 法 （別紙可）	
搬 入 機 器 名 使用する危険物・有害物	
利 用 期 間	和暦 年 月 日 ～ 和暦 年 月 日

※名簿には所属及び連絡先を必ず記入すること。また、学生及び研究生等が利用する場合は、利用責任者となる研究指導教員が申請を行い、利用する学生等の氏名を名簿に記入すること。

阿南工業高等専門学校創造テクノセンター棟利用通知書

和暦 年 月 日

利用代表者

殿

先に申請のあったテクノセンター棟の利用について

許可する。

不許可とする。

地域連携・テクノセンター長

審議結果	・許可（条件有・無） ・不許可	・審議日 和暦 年 月 日
許可条件又は不許可理由：		

様式2 (第15条関係)

阿南工業高等専門学校創造テクノセンター棟利用報告書

和暦 年 月 日

地域連携・テクノセンター長 殿

利用代表者
所属 (職名)
氏 名
報告者
所属 (職名)
氏 名

研 究 区 分	1. 民間機関等との共同研究 2. 受託研究 3. 学内共同研究 4. 卒業研究 5. 特別研究 6. その他 ()
利 用 目 的	
概 要	(利用内容、進捗状況、研究成果、論文、口頭発表等)
利用した実験室等 及び施設	
利 用 期 間	和暦 年 月 日 ~ 和暦 年 月 日